令和５年度第１回文京区障害者地域自立支援協議会　次第

令和５年６月９日(金)午後２時から

会場：文京シビックセンター３階　障害者会館Ａ・Ｂ

１　開会

・令和５年度新委員の紹介

２　議題

⑴　令和５年度障害者地域自立支援協議会について【資料第１－１号～１－４号】

⑵　令和５年度各専門部会の検討事項（案）について【資料第２号】

⑶　障害者就労支援センターの事業報告及び事業計画について【資料第３号】

⑷　障害者基幹相談支援センターの活動報告及び事業計画について

【資料第４－１号～４－２号】

３　その他

（参考資料）

・文京区障害者地域自立支援協議会要綱

・文京区障害者地域自立支援協議会委員名簿

【資料第１－１号】

文京区障害者地域自立支援協議会について

１　設置目的

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）第８９条の３第１項の規定に基づき、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように、関係機関等と連絡を図ることにより障害福祉に関する課題について協議を行い、地域の障害者等を支援する方策を総合的に推進していくことを目的として設置する。

２　設置時期

平成２０年３月

３　協議会検討事項

⑴　障害者相談支援事業等に関すること。
⑵　地域の関係機関によるネットワーク構築等に関すること。
⑶　障害者相談支援事業等に携わる者の能力開発に関すること。
⑷　権利擁護の取組に関すること。
⑸　就労等社会生活の支援に関すること。
⑹　その他地域の障害福祉の増進に関すること。

４　会議運用

⑴　会議の公開

文京区障害者地域自立支援協議会は、原則、公開の会議とする。

⑵　傍聴者の定員及び受付方法

傍聴者の定員は、会場の規模に応じて決定する。傍聴者の受付は、会議開催の当日に会場において先着順に行う。

⑶　会議記録の取扱い

・　障害者地域自立支援協議会（親会）においては、会議録を作成し、会議名、開催日時、開催場所、出席委員氏名、発言内容、その他必要と認めた事項を記載する。
・　各専門部会においては、要点記録方式とする。
・　会議記録及び要点記録の作成に当たっては、その内容の正確を期すため、出席した委員全員の確認を得るものとする。

なお、確認手続を経た会議記録及び要点記録は、行政資料として、資料と併せて行政情報センターに配架するとともに、区ホームページに掲載し、公開する。

⑷　委員の代理出席

委員の代理出席は、認めない。

令和５年度　文京区障害者地域自立支援協議会　組織図（案）

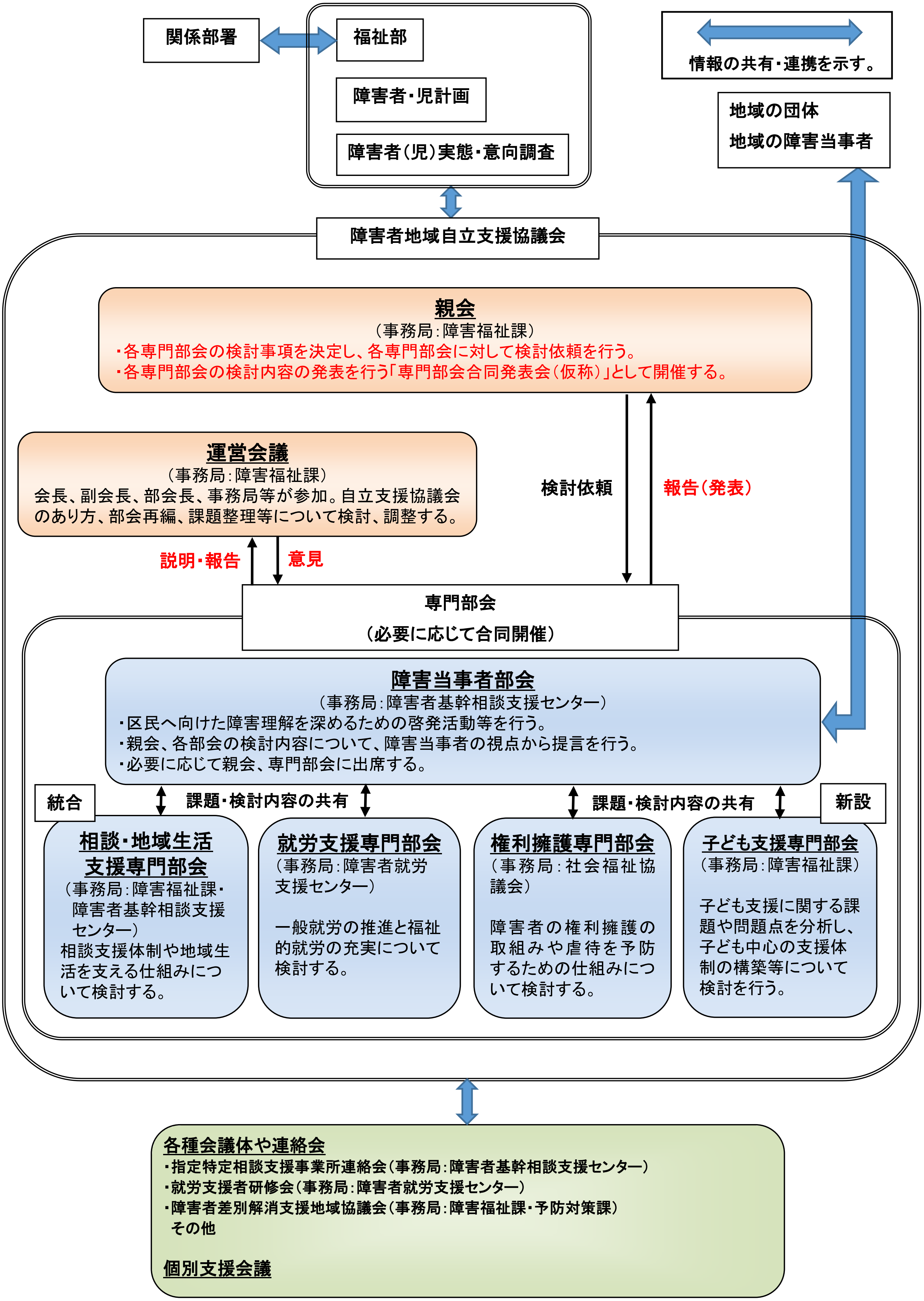

令和５年度 障害者地域自立支援協議会スケジュール（案）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
自立支援協議会（親会）			第１回	第２回自立支援協議会（親会）は、地域の住民・障害当事者等へ向けて各専門部会の検討内容の発表を行う「専門部会合同発表会（仮称）」として開催する。								第２回（発表会）
運営会議							第１回				第２回	
障害当事者部会				第１回		第２回				第３回		
専門部会												
相談・地域生活支援専門部会				第１回				第２回			第３回	
就労支援専門部会				第１回				第２回			第３回	
権利擁護専門部会				第１回				第２回			第３回	
子ども支援専門部会			第１回			第２回		第３回			第４回	

検討依頼（6月：自立支援協議会（親会）→専門部会）

説明・意見（9月：専門部会⇔障害当事者部会）

説明・報告・意見（10月：専門部会⇔運営会議）

説明・意見（1月：専門部会⇔障害当事者部会）

説明・報告・意見（2月：専門部会⇔運営会議）

発表（3月：専門部会→自立支援協議会（親会））

【資料第1-4号】

文京区障害者地域自立支援協議会の検討状況等

<table>
<tr><th></th><th>令和2年度</th><th>令和3年度</th><th>令和4年度</th></tr>
<tr><td rowspan="3">親会</td><td>委員委嘱（2年任期）</td><td>委員委嘱(1年任期)</td><td>委員委嘱(3年任期)</td></tr>
<tr><td colspan="2">専門部会からの報告に対する協議</td><td>運営会議で優先事項として決定された、専門部会からの報告に対する協議</td></tr>
<tr><td></td><td>前期障害者・児計画事業実績の評価</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">相談支援専門部会</td><td colspan="3">相談支援に関する地域課題や支援困難事例等の解決に向けた仕組みの検討</td></tr>
<tr><td>指定特定相談支援事業所の聞取調査報告
コロナ禍での相談支援の意見交換</td><td>課題整理、子ども支援の部会設立提言</td><td>優先協議課題の議論
（地域生活支援専門部会と合同開催）</td></tr>
<tr><td></td><td>前期障害者・児計画事業実績の評価</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">就労支援専門部会</td><td colspan="3">就労を通じた社会参加を促進するため、職場体験、チャレンジ雇用等、多様で柔軟な仕組みの検討</td></tr>
<tr><td colspan="2">障害者就労支援ハンドブックの作成</td><td>障害者就労支援ハンドブック活用についての検討</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>短時間雇用アンケートの実施</td></tr>
<tr><td rowspan="3">権利擁護専門部会</td><td colspan="3">成年後見制度、意思決定支援のあり方など、障害者の権利を守る仕組みの検討</td></tr>
<tr><td>成年後見制度の課題整理等</td><td>障害当事者委員の体験談報告、意見交換
（障害当事者部会と合同開催）</td><td>権利擁護支援連携協議会との連携についての議論</td></tr>
<tr><td></td><td>前期障害者・児計画事業実績の評価</td><td>権利擁護に関するパンフレットの検討</td></tr>
<tr><td rowspan="2">障害当事者部会</td><td>区民へ向けた障害理解を深めるための啓発活動の実施</td><td>障害当事者委員の体験談報告、意見交換
（権利擁護専門部会と合同開催）</td><td>相談支援専門部会、地域生活支援専門部会から優先協議課題の説明、意見交換</td></tr>
<tr><td colspan="2">民生・児童委員協議会との交流会の検討、今後の活動目的や方向性の検討</td><td>民生・児童委員協議会との交流会</td></tr>
<tr><td>地域生活支援専門部会</td><td>駒込地区の地域課題への対応の検討</td><td>本富士地区、駒込地区及び富坂地区の地域課題への対応の検討</td><td>優先協議課題の議論
（相談支援専門部会と合同開催）</td></tr>
</table>

【資料第２号】

令和５年度文京区障害者地域自立支援協議会
各専門部会の検討事項（案）について

令和５年度の各専門部会の検討事項は、下記の事項とし、検討事項については、文京区障害者地域自立支援協議会（親会）へ検討の進捗状況等を報告する。

また、各専門部会は、検討事項に属さない事項についても、必要に応じて検討するものとする。

記

１　相談・地域生活支援専門部会

相談支援に関する課題や問題点を分析し、相談支援体制のシステムや障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の構築等について調査・研究・検討を行う。

支援を円滑に引き継いでいく方法及び暮らしをサポートする仕組みについて検討する。

２　就労支援専門部会

就労に関する支援内容等についての調査・研究・検討を行う。

短時間雇用の周知啓発及び地域の先行事例について検討する。

３　権利擁護専門部会

権利擁護に関する課題や支援のあり方についての調査・研究・検討を行う。

権利擁護制度の利用促進及び関係機関との連携について検討する。

４　障害当事者部会

障害理解を深めるための啓発活動等についての検討を行う。

他専門部会や関係団体等と協同して開催し、障害当事者の視点から障害福祉に係る諸課題について検討する。

５　子ども支援専門部会

子ども支援に関する課題や問題点を分析し、ライフステージに応じた切れ目ない「子ども中心の支援体制」の構築等について検討を行う。

子ども支援に関する福祉、教育、保健及び家庭支援等の関係機関による相互理解･連携の促進を図り、子どもの特性理解に基づいた切れ目ない支援の課題について検討を行う。

【資料第３号】

令和4年度　文京区障害者就労支援センター事業実績報告

目次

1. 登録者状況
 (ア)新規登録者の状況
 (イ)令和4年度登録者状況
 (ウ)登録者の相談経路
 (エ)障害福祉サービス利用者（就労移行支援事業・A型・B型）
2. 就労状況
 (ア)新規就労者・離職者の推移
 (イ)新規就労者の就労先業種
 (ウ)実就労者の状況
3. 相談状況
 (ア)相談内容の状況
 (イ)相談件数の推移
4. 課題状況
5. 事業実績

1. 登録者状況

（ア）新規登録者の状況

		令和3年度	令和4年度	増減
新規登録者数	知的障害	11	7	-4
	精神障害	33	43	10
	身体障害	11	9	-2
	発達障害	9	4	-5
	その他	2	1	-1
	合計	66	64	-2

新規登録者数は直近5年間で平均66名、例年おおむね60名から70名で推移しています。
新規登録者における障害種別の割合は概ね変わりません。

相談の主旨としては、大きく分けると下記の6つに分類されました。

1）求職活動をしたい　2）転職をしたい　3）今の仕事で困っていることがあるので支援をしてほしい　4）就労移行支援事業所の利用をしたい（A型B型の利用を考えたい）6）相談するように周りから（家族、企業など）言われた

(イ）令和4年度登録者状況

		令和3年度	令和4年度	増減
登録者数	知的障害	177	183	⇧ 6
	精神障害	384	422	⇧ 38
	身体障害	91	99	⇧ 8
	発達障害	22	24	⇧ 2
	その他	4	5	⇧ 1
	合計	678	733	⇧ 55

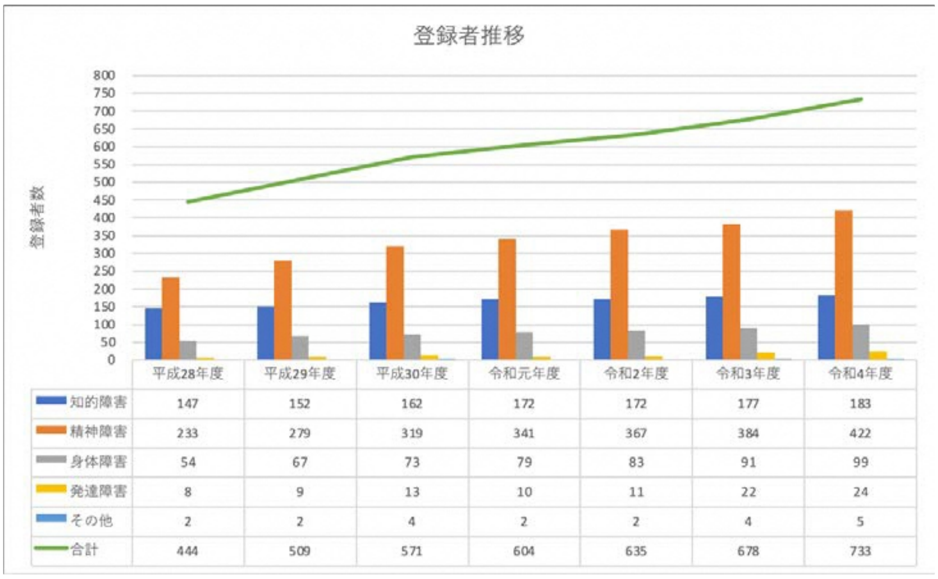

733名のうち約58％にあたる422名が精神障害者保健福祉手帳をもっている、もしくは診断がでている方となっています。尚、42名（精神障害27名、発達障害14名、高次脳機能障害1名、難病患者2名）が手帳未所持者となっています。登録者数は直近5年前(平成30年度)より、1.3倍に増加しています。転出等に伴う登録解除者がいるため、新規登録者数の人数に比例した増加にはなっていません。

（ウ）登録者の相談経路

新規登録者種別		人数
①	ハローワーク	14
②	東京障害者職業センター	1
③	特別支援学校（盲・ろう学校含む）	5
④	普通校（大学・短大・専門学校等含む）	1
⑤	就労移行支援事業所	1
⑥	就労継続支援A型事業所	0
⑦	就労継続支援B型事業所	1
⑧	就労定着支援事業所	2
⑨	上記⑤～⑧以外の福祉サービス事業所	0
⑩	医療機関	4
⑪	福祉事務所、区市町村役場等行政機関	16
⑫	直接利用	6
⑬	上記以外	13
合計		64

登録の際に、月2回職業ガイダンスを実施しました。延べ98名の参加申し込みがあり、77名が参加されました。職業ガイダンスへの申し込みの経緯としては、直接利用以外では、ハローワークが14件と一番多く、次に福祉事務所や区の行政窓口からの情報提供が11件となっていました。家族から情報提供があり申し込みをされたケースもありました。

（エ）障害福祉サービス利用者（訓練等給付サービス利用）

	就労移行支援事業所	就労継続支援A型	就労継続支援B型
利用者	18	8	39

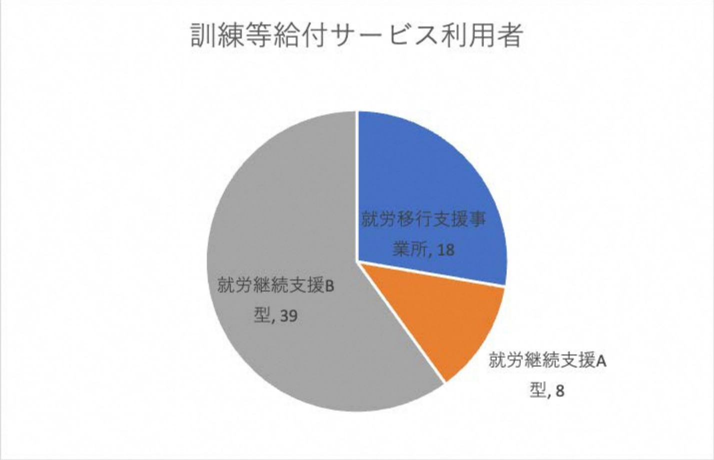

障害福祉サービスの利用、特に就労移行支援事業所やA型B型の利用を希望される方で計画相談につながっていない方もいます。これから使うサービスや事業所を検討する上で計画相談支援事業の利用を希望された方が、計画相談支援事業の利用ができず、センターで見学同行などサービス利用支援を行うケースがありました。

2. 就労状況

(ア）新規就労者と離職者の推移

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
新規就労者 新規就労者	43	28	39	53	41	51	44
離職者 離職者	35	34	27	38	43	37	33

令和元年度より、新規就労者は概ね40名から50名、離職者は30名から40名で推移しています。

(イ）新規就労者の就労先業種

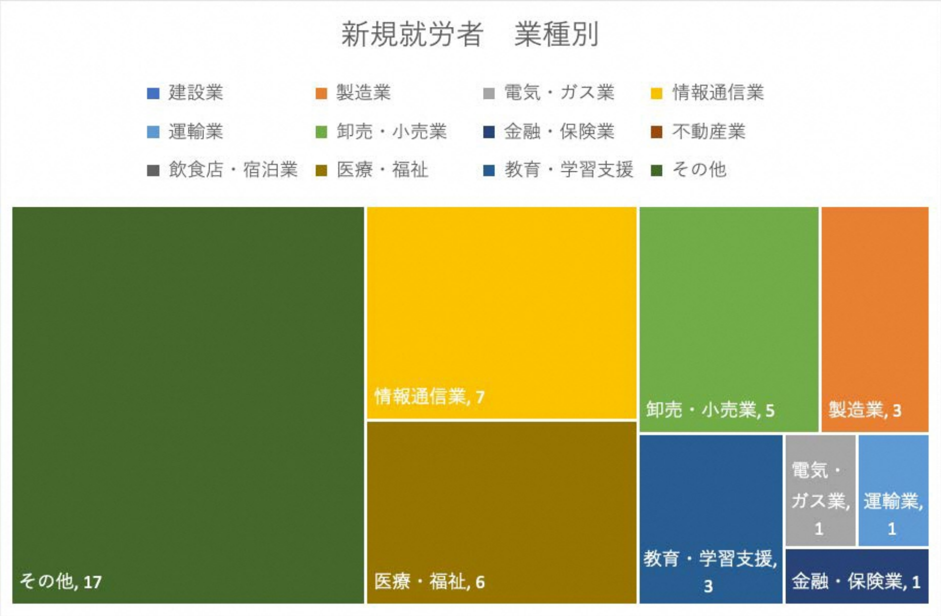

新規就労先の業種順では、1. その他、2. 情報通信業、3. 医療、福祉、4. 卸売・小売業となりました。その他に含まれる業種としては、公務部門、警備業、人材派遣業、クローズ就労などになります。昨年度は法定雇用率の引き上げや人材不足、新型コロナウイルス感染症の収まり後を見据えた事業拡大に備え、採用強化をしていた大手企業の求人が目立っていました。

(ウ）実就労者の状況

		令和3年度	令和4年度	増減
就労者数	知的障害	114	119	⇧ 5
	精神障害	165	184	⇧ 19
	身体障害	39	45	⇧ 6
	発達障害	7	8	⇧ 1
	その他	3	3	⇨ 0
	合計	328	359	⇧ 31

実就労者数は年々人数を増やし、平成30年度より1.3倍となっています。障害種別では精神障害のある方が平成30年度から50名ほど増えており、伸び幅が大きくなっています。

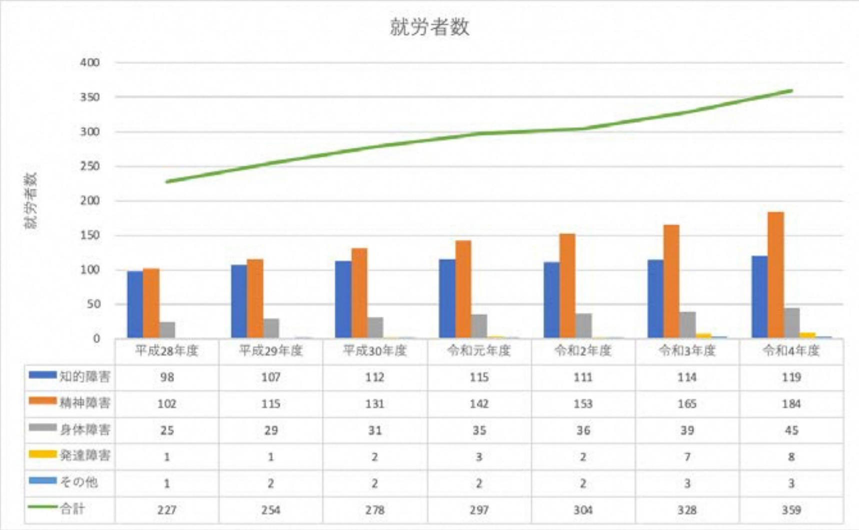

3. 相談状況

(ア）相談件数の状況

		令和3年度	令和4年度	増減
（相談内訳）	就職相談	610	637	⇧ 27
	就職準備支援	2,774	2,215	⇩ -559
	職場開拓	4	4	⇨ 0
	職場実習支援	99	31	⇩ -68
	職場定着支援	4,196	3,782	⇩ -414
	離職関係支援	189	165	⇩ -24
	日常生活支援	754	1,090	⇧ 336
	不安や悩みの解消	525	431	⇩ -94
	豊かな社会生活を築くための支援	150	123	⇩ -27
	将来設計相談	57	94	⇧ 37
	その他	0	0	⇨ 0
	合計	9,358	8,572	⇩ -786

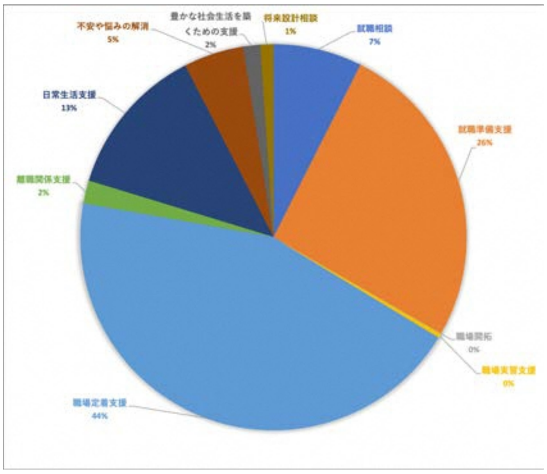

相談件数は、前年度比786件減となっています。相談件数全体の内、職場定着支援と就職準備支援で7割ほどを占めています。令和4年度は新型コロナウイルス感染症の影響によって在宅勤務や時短勤務となっていた方が、以前の働き方である出社形式へ戻るといった、働き方の変化に対する支援ニーズがありました。また、感染予防の観点から行っていた電話相談や会社訪問ができない状態から、対面面談、会社への訪問への切り替えといった支援内容の変化（1支援あたりの必要時間の変化）によって相談件数の減少が起きていると考えられます。

(イ）相談件数の推移

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
登録者数	444	509	571	604	635	678	733
相談件数	5777	5936	7526	9053	8752	9358	8572

【支援の流れ】

職業ガイダンスの参加⇒個別面談⇒登録手続き⇒アセスメント　が基本的な新規登録からの支援の流れになります。登録後、ガイダンス後の個別面談で確認した現状について、さらに情報収集や整理をしていくとともに、必要に応じて、働きやすさと働きづらさの整理を行い、合理的配慮の作成支援や履歴書・職務経歴書の作成のサポート、企業実習や職業訓練(ハローワークが行っている委託訓練など）のコーディネートを行っています。

また、既に仕事をしている方については、業務内容や職場環境を確認しながら、企業へ伝えている配慮事項の整理、今後の働き方についてキャリア視点も含め相談を重ねています。就労先の企業へ訪問し、職場環境のアセスメントや人事担当、現場担当者へのアドバイスや相談を実施しています。

相談内容の傾向としては、求職活動を希望される方で、「働きたい」と希望はある一方、体調面で安定せず、すぐの就労が難しい状況（1日数時間しか外出できない状態、希死念慮がつよい方、体調不良で面談を定期的に実施できないなど）、65才以上で既存の求人では就職が困難な状態、障害に関する自己理解が充分ない中、就職を繰り返し、離転職が多くなってしまっている状況、家族等の関係において本人の負荷が大きくなっている状況（介護・育児、家庭内DV）など、安定した就業生活のためには、まずは生活面や医療面の支援が必要な方の相談が少なくありませんでした。

そうした相談背景がある中で、必要な医療や保健、生活に関するサービス機関につながっていない、または「相談の必要がない」と利用を希望しない方もいました。早期離職へのリスクや体調への影響のリスクが高いと見立てられる中でも、一方で「働きたい」という思いは強くあり、現状と希望のギャップが大きい状態による困難さへの支援を行いました。

昨年度の新規相談の特徴では、週20時間未満の就労から希望される方、就労の経験が少ない方、65才以上の方からの相談がありました。就労の経験が少ない方については、短時間からの就労の希望も多く、アルバイトを行うような感覚で段階的にチャレンジしていきたいという相談もありました。

4. 課題状況

1. 働き方の多様化

2. 相談体制

5. 事業実績

1 障害者就労支援事業

1. 就労支援
2. 生活支援(就労に必要な生活支援)
3. 地域開拓促進

2 余暇支援事業

1. たまり場(月1回程度)
2. 就労継続を祝う会
3. 生活の質向上事業(生活講座)
(年6回程度)

3 障害者雇用体験・実習事業

1. 庁内インターンシップ事業
2. 企業等実習事業
3. 中小企業等障害者雇用体験助成事業

4 福祉的就労の充実に向けた支援事業

1. 文の京ハートフル工房販売会・展示会
2. ハートフル工房連絡会(年6回程度)
3. ジョブ～る文京

5 関係機関との連携

1. 文京区障害者地域自立支援協議会
就労支援専門部会
2. 就労支援者研修会・文京区障害者
就労支援連絡会議

6 障害者就労・雇用の普及啓発事業

1. 障害者就労支援センター講演会
2. 障害者雇用促進セミナー（HW主催）
3. 機関紙の発行(年3回程度)

（1）障害者就労支援事業・・・前述

（2）余暇支援事業
【たまり場】・・・感染予防の観点から飲食を伴う夕食会は実施できず、初回に参加者よりやりたいことを募り、区民センター会議室にて年9回実施しました。

【就労継続を祝う会】
継続就労1年、5年、10年、15年の登録者を対象(77名)に障害者就労支援センターとして表彰を行いました。2年ぶりにスカイホールで実施し、江戸太神楽の公演を企画実施しました。
【生活講座】
第1回【テーマ】・・・しっかり栄養をつけて、健康に働こう！
第2回【テーマ】・・・めざせ！「この人といっしょにはたらきたい！」と思える人！
第3回【テーマ】・・・イライラとうまくつき合う！
第4回【テーマ】・・・犯罪やトラブルの加害者にも被害者にも…なりたくない！
第5回【テーマ】・・・すてきなであい♥おつきあいをするために
第6回【テーマ】・・・あそびじょうずはしごとじょうず　こころをたかく元気にしごと！

（3）障害者雇用体験・実習事業
【庁内インターンシップ事業】
計17件（前年度比5件減）となり、庁内インターンシップ利用者は延べ人数42名(前年度比9名減)となりました。

企業実習は16件実施のコーディネートを行い、うち8名が実習先企業へ就職となりました。

（4）福祉的就労の充実に向けた支援事業

【文の京ハートフル工房販売会(12回）/連絡会(6回）】

ハートフル工房販売会は感染予防に留意しながら、障害者会館及び区民ひろばにて実施しました。ハートフル工房連絡会はハイブリッド形式でオンラインにて開催しました。

【開催日】

令和4年5月24日(火)、25日(水)　販売会
令和4年8月23日(火)、24日(水)　販売会
令和4年11月1(火)、2日(水)　販売会
令和4年12月17日（土）、20日(火)、21日（水）　販売会
令和5年1月24日（火）　販売会
令和5年2月28日（火）販売会
令和5年3月20日（月）販売会

【ジョブ～る文京】

大手企業よりロット数の多い発注の相談が区内事業所を通じてあり、年3回連絡会を開催し取り組みました。

（5）関係機関との連携

【就労支援専門部会】

「文京区版障害者就労支援ハンドブック」の周知啓発及び超短時間雇用について検討し、区内障害福祉事業所へアンケートを実施しました。

【開催日】

令和4年7月28日（木）
令和4年12月13日（火）
令和5年2月21日（火）

【就労支援者研修会】

第1回　6月21日(火)
就労支援機関の事業説明
ハローワーク飯田橋　東京障害者職業センター　東京しごと財団
障害者就業・生活支援センター　ワーキングトライ　障害者就労支援センター

第2回　9月6日(火)
就労のある方のアセスメント～より安定した就労継続のために必要な視点を整理する　内閣府大臣官房人事課　上席障害者雇用専門支援員　臨床心理士・公認心理師　仙葉　淳治　氏

第3回　11月24日(木)
ハンディキャップを持ち、企業で働く心得～企業(当社)からの視点と支援者からの視点～
株式会社サンキュウ・ウィズ　代表取締役　湯本　憲三　氏　事業開発部　特命担当部長　池田　泰明　氏

第4回　2月16日(木)
各事業所での支援状況共有会～日頃のケース支援の中で感じている想いの共有・共感～

（6）障害者就労・雇用の普及啓発事業
【障害者就労支援センター　講演会】
日時：10月14日(金)

講師：東京大学先端科学技術研究センター　社会包摂システム分野　教授　近藤　武夫氏　セブンイレブン渋谷中央街店マネージャー　大槻　由美氏

テーマ：第1部では超短時間雇用について近藤氏よりご説明をしていただき、渋谷区で超短時間雇用を行っている大槻氏より、超短時間雇用の実際の取り組みをご紹介いただいた。第2部では超短時間雇用について対談形式にてお話しをしていただいた。

【広報紙の発行】
下記企業の取材を行い、広報紙を発行しました。
25号及び26号は、企業側の取材と本人側の取材で2号連続のシリーズとしました。

第25号：「株式会社ビームス(前編)」
第26号：「株式会社ビームス(後編)」
第27号：「株式会社ゾフ」

2022年度 文京区障害者基幹相談支援センター 実績報告

1.総合相談支援業務

（1） 相談実人数　　　　　22年度：延べ695人（21年度739人。前年度比 94.04%）

単位：人

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	月平均
相談実人数	元年度	72	68	73	70	71	68	77	70	65	71	61	80	846人	70.50人
	2年度	54	55	64	69	68	77	77	80	70	53	53	71	791人	65.92人
	3年度	61	43	49	62	71	60	63	70	60	64	67	69	739人	61.58人
	4年度	56	62	63	57	57	59	59	62	61	55	44	60	695人	57.92人

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	月平均
上記相談実人数のうち、新規相談者数	元年度	11	8	10	7	11	11	13	11	6	6	9	8	111人	9.25人
	2年度	4	6	19	11	8	13	10	14	7	10	5	14	121人	10.08人
	3年度	10	9	4	8	14	5	6	6	5	8	10	7	92人	7.67人
	4年度	7	13	11	13	10	7	8	10	13	8	8	11	119人	9.92人

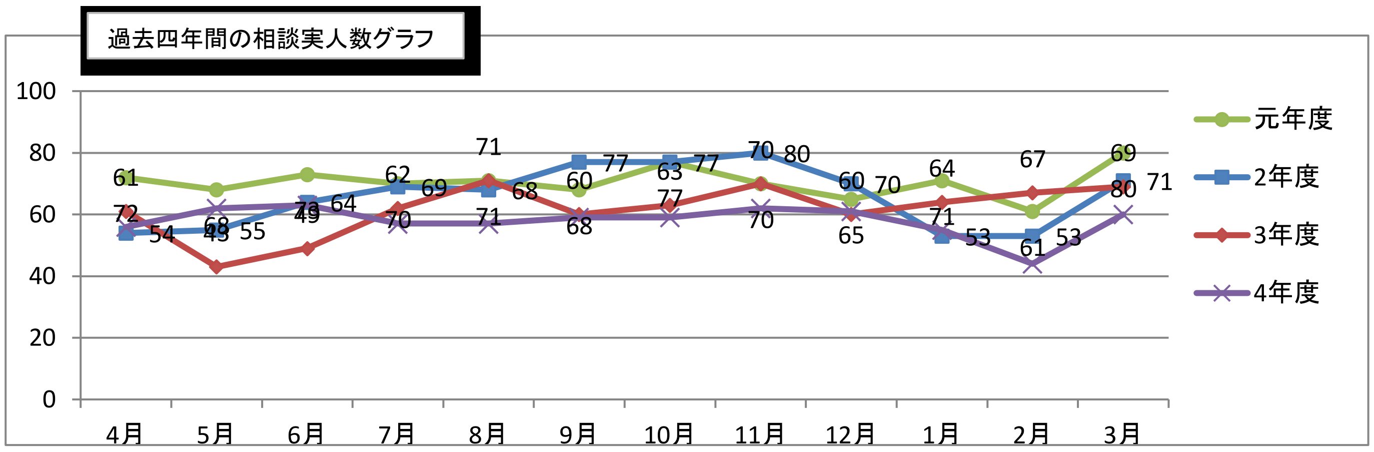

・4つの地域生活支援拠点ができて支援を引き継いだ影響か実人数は減少。

・実人数は減少したが、新規相談、総相談件数は大きく減少していない。

（2） 総相談件数　　　　　22年度：延べ5519件（21年度　5,698件。 前年度比 96.85 %）

単位：件

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	月平均
総相談件数	元年度	448	525	504	435	434	412	474	388	473	467	338	467	5,365件	447.08件
	2年度	358	289	515	443	420	510	438	481	399	334	329	397	4,913件	409.42件
	3年度	384	390	403	443	488	452	509	466	542	511	563	547	5,698件	474.83件
	4年度	463	546	575	421	412	406	496	457	438	424	378	503	5,519件	459.92件

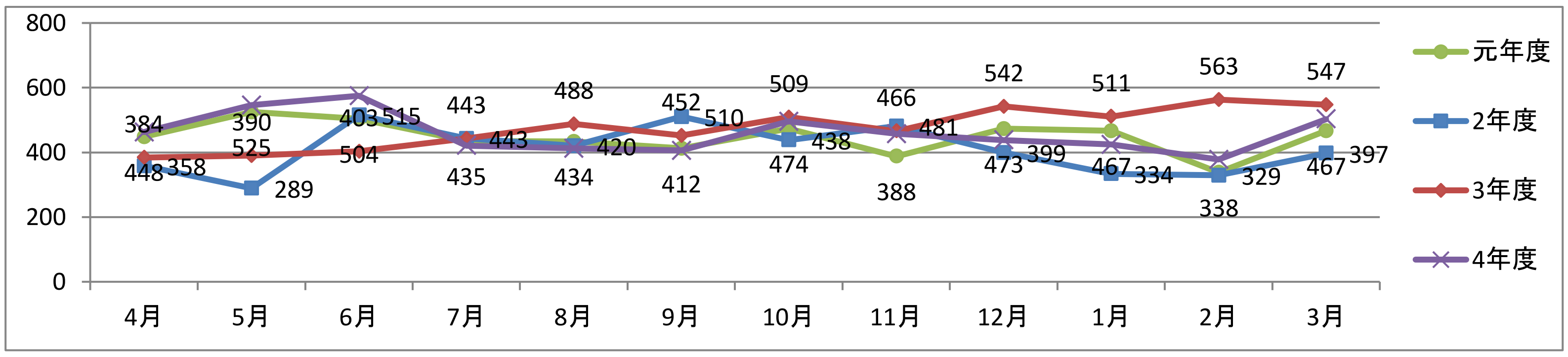

（3） 相談方法別相談件数

（件）	4年度 実数	4年度 年度割合	前年度からの増加率	3年度 実数	3年度 年度割合	前年度からの増加率	2年度 実数	2年度 年度割合	前年度からの増加率	元年度 実数	元年度 年度割合
電話	3,739	67.75%	-6.38%	3,994	70.09%	8.12%	3,694	75.19%	-8.13%	4,021	74.95%
面接	305	5.53%	87.12%	163	2.86%	25.38%	130	2.65%	-19.75%	162	3.02%
訪問	218	3.95%	-30.35%	313	5.49%	17.67%	266	5.41%	-20.60%	335	6.24%
支援会議	77	1.40%	-25.96%	104	1.83%	14.29%	91	1.85%	-22.22%	117	2.18%
その他（FAX・メール等）	1,180	21.38%	4.98%	1,124	19.73%	53.55%	732	14.90%	0.27%	730	13.61%
合計	5,519	100%		5,698	100%		4,913	100%		5,365	100%

・コロナの収束の影響か面接が増加。

・支援チームが既にできており、情報共有のためにメーリングリストを活用する機会が増え、その他のメール等でのやりとりが増加した。

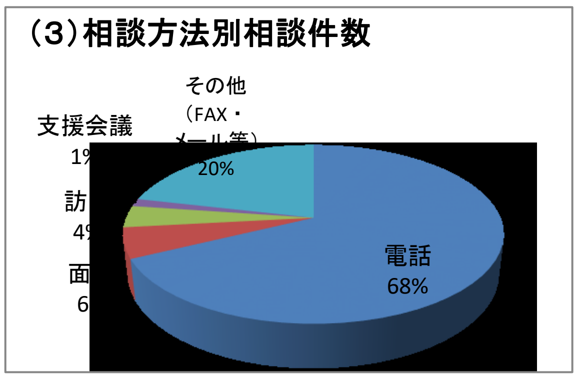

（4） 相談者の内訳

（人）	4年度 実数	年度割合	3年度 実数	年度割合	2年度 実数	年度割合	元年度 実数	年度割合
本人	2,360	42.76%	1,638	28.75%	1,311	23.01%	1,684	34.28%
親族	508	9.20%	477	8.37%	548	9.62%	545	11.09%
相談支援事業者	290	5.25%	446	7.83%	626	10.99%	553	11.26%
障害福祉サービス事業者	301	5.45%	520	9.13%	280	4.91%	296	6.02%
行政機関(関係課・保健SC・教育C等)	751	13.61%	875	15.36%	888	15.58%	1014	20.64%
医療機関(訪看・DC等)	262	4.75%	495	8.69%	360	6.32%	560	11.40%
高齢福祉関係	90	1.63%	140	2.46%	173	3.04%	88	1.79%
児童福祉・教育関係	22	0.40%	16	0.28%	4	0.07%	18	0.37%
就労関係機関(就労支援C・ハローワーク等)	157	2.84%	133	2.33%	121	2.12%	122	2.48%
権利擁護関係(社協・司法関連等)	350	6.34%	366	6.42%	240	4.21%	211	4.29%
その他福祉関係機関	312	5.65%	410	7.20%	214	3.76%	102	2.08%
地域住民等	27	0.49%	86	1.51%	86	1.51%	83	1.69%
その他	84	1.52%	95	1.67%	61	1.07%	88	1.79%
不明	5	0.09%	1	0.02%	1	0.02%	1	0.02%
合計	5,519	100.0%	5,698	100.0%	4,913	86.2%	5,365	109.2%

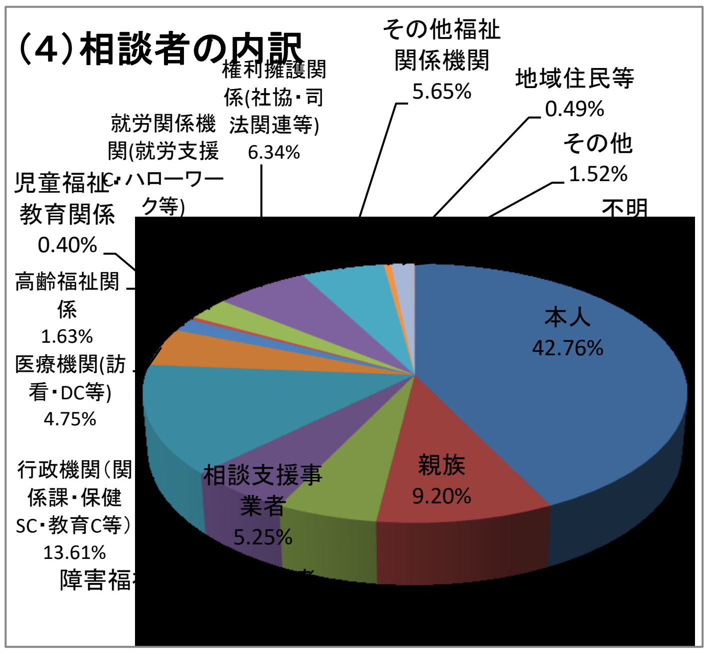

・孤独感、生活上の不安等を日常的に電話相談として受け続けたため本人が増加した。

・権利擁護関係が増えているのは、あんしんサポート文京（権利擁護センター）や弁護士等の司法関係者との連携が増えているためである。

・その他の福祉関係者が増えているのは、「地域生活支援拠点」が整備され連携が増えたためである。

（5） 相談内容にかかる障害種別

（件）	4年度 実数	年度割合	前年度からの増加率	3年度 実数	年度割合	前年度からの増加率	2年度 実数	年度割合	前年度からの増加率	元年度 実数	年度割合
肢体不自由	55	1.00%	129.17%	24	0.42%	-45.45%	44	0.90%	-89.74%	429	8.00%
視覚障害	312	5.65%	96.23%	159	2.79%	160.66%	61	1.24%	10.91%	55	1.03%
聴覚障害	4	0.07%	300.00%	1	0.02%	-80.00%	5	0.10%	25.00%	4	0.07%
内部障害	46	0.83%	-69.13%	149	2.61%	186.54%	52	1.06%	333.33%	12	0.22%
その他身体障害	97	1.76%	-45.81%	179	3.14%	1527.27%	11	0.22%	-82.81%	64	1.19%
知的障害	746	13.52%	15.48%	646	11.34%	-37.22%	1029	20.94%	24.43%	827	15.41%
精神障害	3331	60.36%	-15.18%	3927	68.92%	30.99%	2998	61.02%	-4.25%	3131	58.36%
難病	3	0.05%	-92.31%	39	0.68%	875.00%	4	0.08%	-83.33%	24	0.45%
不明	925	16.76%	61.15%	574	10.07%	-19.04%	709	14.43%	-13.43%	819	15.27%
合計	5,519	100%		5,698	100%		4,913	100%		5,365	100%

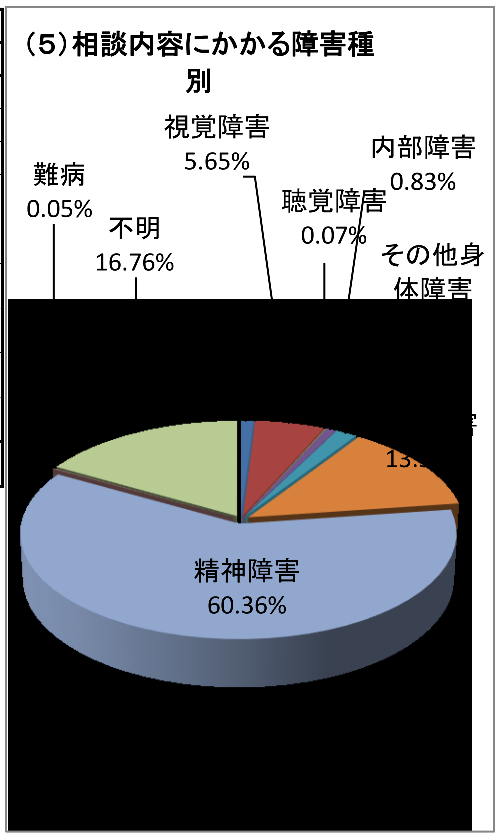

・身体障害、難病については、相談者の顔ぶれによって増減している。身体障害者の割合は例年の10%前後となっている。視覚障害の方への支援が増加傾向にある。

・精神障害が全体の6割で、例年6割～7割で推移している。

・不明が多くなっているのは、新規相談が多いことや、傾聴対応している利用者の電話相談が継続的にかかってきているためである。

・精神障害者の中には自閉症スペクトラム障害や注意欠如多動性症候群も含まれる。

・困難事例対象者は、コミュニケーションに課題のある人がほとんどで、結局「精神障害者」の面がクロー

（6） 年代別相談件数

（件）	4年度	3年度	2年度	元年度
18歳未満	94	25	65	30
18歳～65歳未満	4873	4977	4360	4926
65歳以上	468	651	410	360
不明	84	45	78	49
合計	5,519	5,698	4,913	5,365

教育センターから支援方針に関する相談や、18歳を迎えるにあたり、子ども家庭支援センター等から支援協力の依頼があったことから18歳未満が増加した。

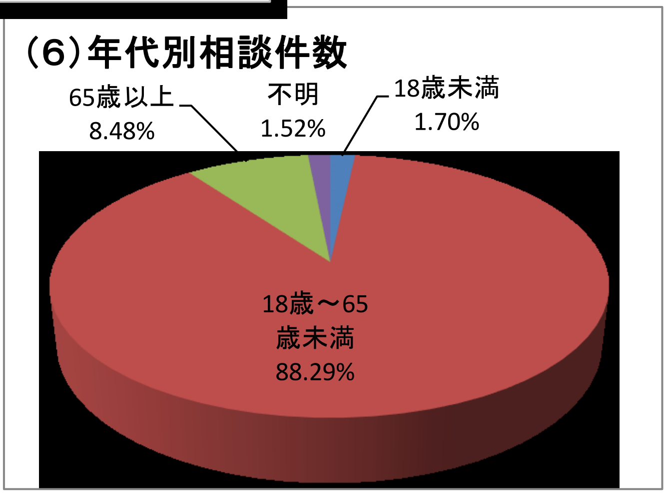

（7） 相談内容の分類

（件）	4年度	3年度	2年度	元年度
総合相談支援	6,684	6,861	7,127	7,485
相談支援体制強化	2,057	2,933	2,692	2,668
地域移行・定着	59	149	222	566
権利擁護・虐待	405	636	275	350
合計	9,205	10,579	10,316	11,069

・相談内容の7割以上が、日常生活や人間関係・家族関係等の総合相談支援となっている。

・コロナ禍が影響し、引き続き地域移行・定着が大幅減となった。

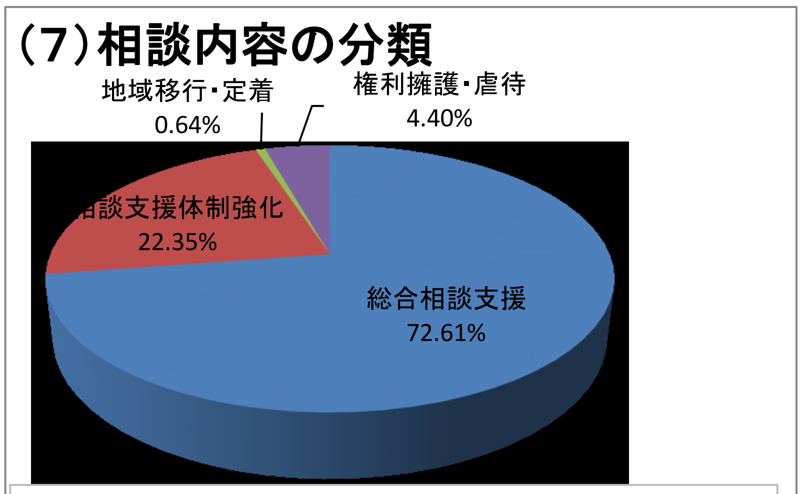

（相談内容が複数の項目に該当する場合は、複数の項目を該当させているため相談件数とは一致 しない。必要な場合は3項目まで可）

（8） 相談対応

（件）	4年度 実数	4年度 年度割合	前年度からの増加率	3年度 実数	3年度 年度割合	前年度からの増加率	2年度 実数	2年度 年度割合	前年度からの増加率	元年度 実数	元年度 年度割合
説明・助言・情報提供	361	6.54%	−24.00%	475	8.34%	−6.86%	510	10.38%	27.18%	401	7.47%
状況確認・報告	867	15.71%	−22.52%	1119	19.64%	−21.03%	1417	28.84%	6.70%	1328	24.75%
傾聴	139	2.52%	−0.71%	140	2.46%	18.64%	118	2.40%	−65.60%	343	6.39%
支援内容等調整	182	3.30%	5.81%	172	3.02%	−49.56%	341	6.94%	−42.20%	590	11.00%
支援方針検討	104	1.88%	1.96%	102	1.79%	−22.73%	132	2.69%	−29.41%	187	3.49%
直接支援・介入	34	0.62%	−5.56%	36	0.63%	71.43%	21	0.43%	−40.00%	35	0.65%
緊急対応	21	0.38%	200.00%	7	0.12%	−80.00%	35	0.71%	−47.76%	67	1.25%
困難ケース対応	3696	66.97%	2.61%	3602	63.22%	55.26%	2320	47.22%	−2.64%	2383	44.42%
その他	115	2.08%	155.56%	45	0.79%	136.84%	19	0.39%	−38.71%	31	0.58%
合計	5,519	100%		5,698	100%		4,913	100%		5,365	100%

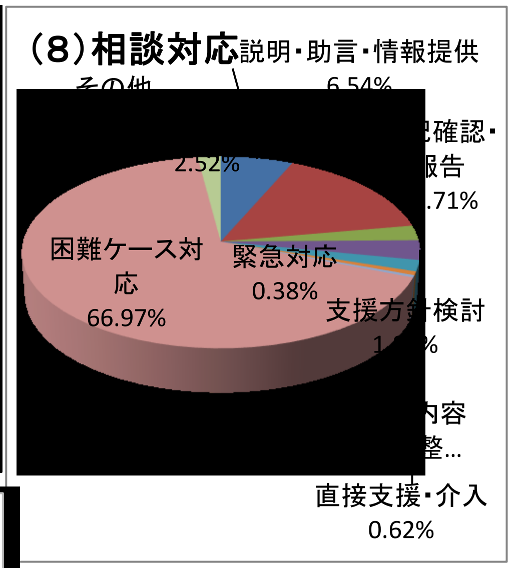

・困難ケース対応が更に増加した。相談実人数は減少しているが、支援方針が見いだせない伴奏型支援が増えているためと考えられる。

（9） 緊急対応・困難ケースの対応

	（件）	4年度	3年度	2年度	元年度
緊急対応	自傷他害	0	0	0	2
	安否確認	7	7	1	13
	虐待対応	0	0	0	11
	救急搬送	14	0	0	14
	その他	0	0	34	27
計		21	7	35	67

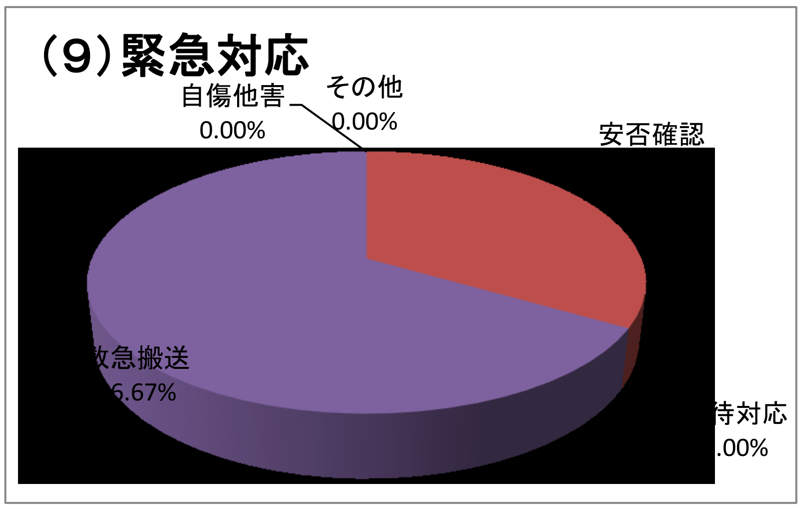

・困難ケースの内訳で生活支援が多いのは、関係づくりや支援方針を見出すことに苦慮している人に対する動きをこの項目に集約しているからである。

・困難ケースの生活支援は令和2年度から比べ2倍以上に増加。支援方針が見いだせない伴走型支援が増えた結果と考えれれる。

	（件）	4年度	3年度	2年度	元年度
困難ケース	受診支援	60	127	104	68
	入院支援	22	251	70	51
	退院・退所支援	81	263	482	804
	後見支援	15	152	83	63
	生活支援	3502	2698	1532	1310
	支援拒否	16	111	49	87
	その他	0	0	0	0
計		3696	3602	2320	2383

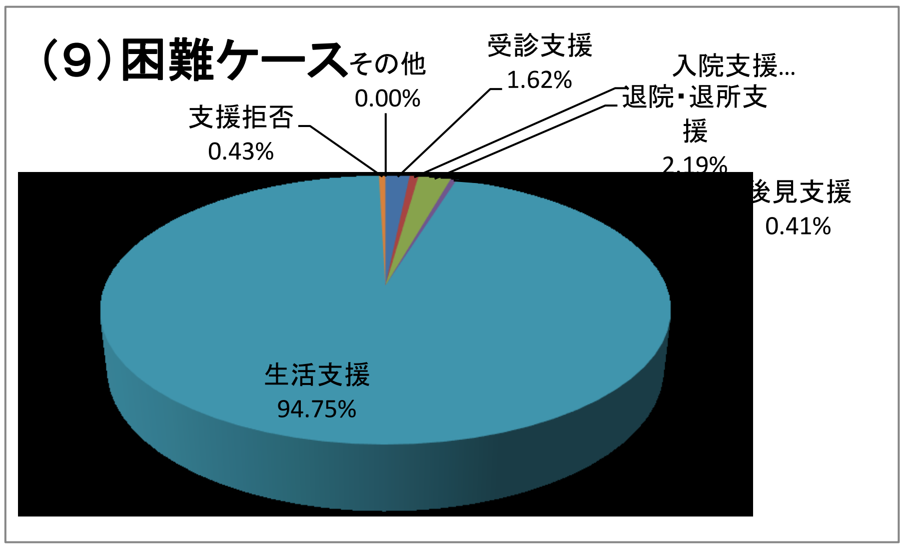

※困難ケース対応は、次に該当する事例を集計している。
ア　身体状況が重篤にもかかわらず入院や受診を拒否し、説得を続けるために時間を要した場合
イ　利用者又は介護者等の状況から障害福祉サービス等の導入を要するにもかかわらず、利用者本人又は介護者等が拒否し、説得に時間を要した場合
ウ　精神疾患等により理解力が低下しているため、繰り返しの説明や支援が必要で時間を要した場合
エ　受診、入退院又は施設等への入退所に向けて家族等に依頼できない（遠方や非協力的）場合で、受診、入退院又は入退所に支援が必要で時間を要した場合
オ　体調の急変により食事が摂れていないなど、やむを得ず身の回りに関しての支援で時間を要した場合
カ　精神疾患等により片付けられないため室内が不衛生状態等で、支援が必要で時間を要した場合
キ　成年後見、安心サポート利用等に関し、説明に時間を要した場合又は必要書類を探すために室内に入り時間を要した場合並びに手続等の支援に時間を要した場合

2．開催講座・会議等件数等

	4年度	3年度	2年度	元年度
出席会議	88	67	80	129
支援会議開催	12	24	21	31
支援会議参加	65	80	69	86
参加研修	41	47	31	54
出張講座	1	0	0	5
基幹周知活動	9	5	1	4
ピアカウンセリング	0	0	0	38
開催研修	10	8	2	3
障害支援区分認定調査	28	23	19	16

・年数を重ねるごとに、膠着状態の対応者が増えていき、実際の対応に追われるようになってきた。

・ピア活動が引き続きの課題となるが、人材育成のための開催研修を積極的に行っ

令和4年度開催研修
1. 虐待防止研修(出張研修） 2回
2. 虐待防止講演会　1回
3. 講演会（文京家族会MCA家族のひろば合同企画） 3回
4. 実践報告会　2回

1	7月3日	文京家族会MCA	森田　健太郎氏
2	11月6日	文京家族会MCA	白石　弘巳氏
3	2月10日	事業所実践報告会	駒込生活あんしん拠点・鈴木氏
4	2月24日	事例検討会	本富士生活あんしん拠点・石橋氏 文京地域生活支援センター あかり・高田氏
5		事例検討会	
6		事例検討会	
7	3月8日	虐待防止研修	東洋大学　高山直樹氏
8	3月10日	虐待防止研修	東洋大学　高山直樹氏

【資料第４－１号】

40 人
35 人
21 人
13 人
人
人
5 人
4 人

【資料第４－２号】

令和４年度文京区指定特定相談支援事業所連絡会　活動報告

1. 文京区指定特定相談支援事業所連絡会とは

障害福祉サービスの給付プロセスに、原則サービス等利用計画の作成が必要となっている。相談支援の質の担保、事業所間での連携、官民共通の支給決定プロセスの構築等を目的に平成25年４月より連絡会が発足。地域課題の共有やその解決に向けた施策等の検討を行っている。区職員は検討事項があれば適宜参加している。

また、令和３年より相談支援専門員の質の向上を目的に事例検討会を開催している。

2. 令和４年度活動内容

○　開催方法

・新型コロナウイルス感染症に伴い、定例会はZoomによるオンラインで開催。事例検討会は感染対策を講じ、参集型で開催している。

○　定例会

・年７回（４月、５月、７月、９月、１１月、１月、２月）開催。
・区内指定特定相談支援事業所聞取り調査
・文京区指定特定相談支援Ｑ＆Ａ集の確認
・事業所一覧作成
・区のホームページへの必要な情報掲載についての協議
・地域生活支援拠点の情報共有
・委託の計画相談支援についての情報共有
・その他情報提供

○　事例検討会

・事業所連絡会で事例提供者を募集。スーパーバイザーは障害福祉の支援経験が長い方へ依頼。事業所連絡会の相談支援専門員や行政職員などが参加している。

【第１回事例検討会】

・令和４年８月３日（水）13：30～15：00　・参加者：22名
・テーマ：「どんな事があっても自宅で暮らし続けたい」～本人の想いと支援者の葛藤～
・事例提供者：高谷　通代氏（文京槐の会）
・スーパーバイザー：野村　美奈氏（リアン文京）
・概要：60代の女性。脳性麻痺による身体障害で重度訪問介護を利用中。脳梗塞によって身体状況の変化が生じるが、本人は在宅生活を希望。まもなく介護保険へ切り替わる。
・話合った内容：将来の生じる可能性のある課題、懸念を本人、家族にどう投げかけるか。また、入所施設などの選択肢をどう提示するか。日頃からの小さな意思決定、

小さい頃から様々な体験を積み重ねによって選択肢を広げることで、将来的に人生に関わる大きな決定をできるようにする。

【第2回事例検討会】

・令和5年2月10日（金）13：30〜15：00　・参加者：38名

・テーマ：「成人期を控えた“気になる子”への支援」

・事例提供者：内田　千皓氏（相談支援事業所やえ）

・スーパーバイザー：向井　崇氏（放課後等デイサービス カリタス翼）

・概要：高校生の男性。軽度知的を伴う発達障害。現在大きなトラブルや課題はないが、児童から成人にかけての成長を見ている支援者の視点では、卒業後の社会に出た後にトラブルに遭遇する懸念を抱いている。

・話合った内容：モニタリング頻度を状況に応じて自治体と相談する。普通の男子高校なら誰に相談をするか。学校を含めた関係機関で本人が夢と現実の折り合いをつけられるように連携する。トラブルとの遭遇を予防するのでなく、取り返しのつかない失敗をしないように経験を積んで対応できるようにする。

3. 今後の展望

・事例検討会を継続し、相談支援専門員の質の向上を目指す。

・Google フォームを活用し、官民双方の新規受け入れについての現状共有を活発にしていく。

・ブレイクアウトルームを活用した少人数グループワークでの意見交換を行う連絡会を開催し、新規参加者が議論に参加しやすくする。

4. 課題

・計画相談に従事する相談支援専門員の不足。すべての人が計画相談支援を利用できていないことにより、セルフプラン率が高い。

・既存の相談支援事業所の努力で増え続ける新規計画を受け入れせざるを得ない状況の長期化。

・委託の計画相談支援事業所の展望。

文京区障害者地域自立支援協議会要綱

１９文福障第１７０５号　平成２０年２月１８日区長決定
１９文福障第２１９１号　平成２０年３月３１日一部改正
２３文福障第２６９２号　平成２４年３月３０日一部改正
２４文福障第６８８号　平成２４年６月０１日一部改正
２４文福障第２１２７号　平成２５年１月２４日一部改正
２６文福障第３１４５号　平成２７年３月３０日一部改正
２７文福障第２２３８号　平成２８年２月０１日一部改正
３０文福障第２６５７号　平成３１年３月１５日一部改正
２０１９文福障第２９８２号　令和２年３月１８日一部改正
２０２０文福障第２０４５号　令和２年１２月１８日一部改正
２０２１文福障第２０８４号　令和３年１２月１７日一部改正
２０２２文福障第２００６号　令和４年１２月２日一部改正

（目的及び設置）
第１条　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）第８９条の３第１項の規定に基づき、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように、関係機関等と連絡を図ることにより障害福祉に関する課題について協議を行い、障害者相談支援事業をはじめとする地域の障害者等を支援する方策を総合的に推進していくことを目的として、文京区障害者地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。
（協議事項）
第２条　協議会は、次に掲げる事項について協議する。
⑴　障害者相談支援事業等に関すること。
⑵　地域の関係機関によるネットワーク構築等に関すること。
⑶　障害者相談支援事業等に携わる者の能力開発に関すること。
⑷　権利擁護の取組に関すること。
⑸　就労等社会生活の支援に関すること。
⑹　その他地域の障害福祉の増進に関し必要な事項
（組織）
第３条　協議会は、次に掲げる者のうちから区長が委嘱し、又は指名するものを委員とする。
⑴　学識経験者　　２名以内
⑵　精神科医師　　１名
⑶　障害者相談員　２名
⑷　別表第１に掲げる機関から推薦のあった者
⑸　別表第２に掲げる職にある者
⑹　その他区長が必要があると認めた者
（委員の任期）

第４条　前条の委員の任期は３年以内とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

（会長及び副会長）

第５条　協議会に会長及び副会長を置く。

２　会長は、委員の互選によりこれを定め、協議会を代表し、会務を総理する。

３　副会長は、会長が指名し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　協議会は、会長が招集する。

２　会長は、必要があると認めたときは、委員以外の者を協議会に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

（専門部会）

第７条　協議会の下に、専門部会（以下「部会」という。）を置く。

２　前項の規定により設置する部会は、次のとおりとする。

⑴　相談・地域生活支援専門部会

⑵　就労支援専門部会

⑶　権利擁護専門部会

⑷　障害当事者部会

⑸　子ども支援専門部会

３　部会は、協議会が指定する事項について、分野別に検討し、その結果を協議会に報告する。

４　部会は、部会長及び部会員をもって構成する。

５　部会長は、部会員の互選によりこれを定める。

６　部会長（部会長が定まっていない場合においては会長。以下の項において同じ。）は、必要に応じて、部会の検討内容に関連するワーキンググループ等を開催することができる。

７　第２項各号に規定する部会の部会員は、部会長が指名する者及び公募により決定した者をもって構成する。

８　部会長は、必要があると認めたときは、部会に副部会長を置くことができる。この場合において、副部会長は、部会員のうちから、部会長が指名する。

９　部会は、部会長又は第１２項各号に規定する機関等が招集する。

１０　部会長は、部会の事務を掌理し、部会の調査研究の経過及び結果を協議会に報告し、副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

１１　会長及び副会長は、必要があると認めるときは、部会に出席することができる。

１２　第２項各号に規定する部会の庶務は、次に掲げる機関等において処理する。

⑴　相談・地域生活支援専門部会
　文京区障害者基幹相談支援センター及び福祉部障害福祉課

⑵　就労支援専門部会
　文京区障害者就労支援センター

⑶　権利擁護専門部会

　　　文京区社会福祉協議会権利擁護センター
⑷　障害当事者部会
　　　文京区基幹相談支援センター
⑸　子ども支援専門部会
　　　福祉部障害福祉課
１３　部会の運営に関し必要な事項は、部会長が別に定める。
（運営会議）
第８条　会長は、協議会のあり方、部会の再編及び課題整理等について検討する運営会議を開催することができる。
２　運営会議は、会長、副会長、部会長及び第７条第１２項各号に規定する機関等をもって構成する。
（守秘義務）
第９条　協議会及び部会に出席した者は、協議会及び部会の運営上知り得た秘密や個人に関する情報を他に漏らしてはならない。
（庶務）
第１０条　協議会の庶務は、福祉部障害福祉課において処理する。
（委任）
第１１条　この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付　則
（施行期日）
１　この要綱は、平成２０年３月１日から施行する。
（委員の任期の特例）
２　第４条の規定に関わらず、平成１９年度に委嘱した委員の任期は、平成２２年３月３１日までとする。

付　則
この要綱は、平成２０年４月１日から施行する。

付　則
この要綱は、平成２４年４月１日から施行する。

付　則
この要綱は、平成２４年６月１日から施行する。

付　則
（施行期日）
１　この要綱は、平成２５年４月１日から施行する。
（公募手続）
２　改正後の文京区障害者地域自立支援協議会要綱第８条第３項ただし書に規定する公募の手続については、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

付　則
この要綱は、平成２７年４月１日から施行する。

付　則

この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。

付　則

この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。

付　則

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

付　則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

付　則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

付　則

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

別表第１（第３条関係）

福祉関係	文京区社会福祉協議会 民生・児童委員協議会 障害当事者団体	１名 １名 １名
社会復帰・就業関係	飯田橋公共職業安定所 都立精神保健福祉センター	１名 １名
事業者関係	区内障害福祉サービス事業者等	７名以内

別表第２（第３条関係）

区職員　委員	福祉部障害福祉課長 保健衛生部予防対策課長 文京保健所保健サービスセンター所長 教育推進部教育センター所長
区委託事業所等	区立大塚福祉作業所施設長又は区立小石川福祉作業所施設長 区立本郷福祉センター施設長 障害者就労支援センター所長 障害者基幹相談支援センター長

令和５年度文京区障害者地域自立支援協議会委員

役職	氏名	所属等
会長	髙山　直樹	東洋大学福祉社会デザイン学部　教授
副会長	志村　健一	東洋大学福祉社会デザイン学部　教授
	管　心	帝京平成大学大学院 臨床心理学研究科臨床心理センター　教授
	佐藤　澄子	知的障害者相談員
	石樵　さゆり	文京区社会福祉協議会　事務局次長
	廣井　泉	文京区民生委員・児童委員協議会 富坂地区会長
	中山　千佳子	文京区家族会
	市川　礼雄	飯田橋公共職業安定所専門援助第二部門 統括職業指導官
	松尾　雄毅	都立精神保健福祉センター調整担当　課長代理
	髙田　俊太郎	文京地域生活支援センターあかり　施設長
	松下　功一	は～と・ピア２　施設長
	松尾　裕子	地域活動支援センターエナジーハウス　所長
	瀬川　聖美	本郷の森　理事長
	樋口　勝	本富士生活あんしん拠点　管理者
	野村　美奈	リアン文京　施設長
	三股　金利	大塚福祉作業所　施設長
	根本　亜紀	本郷福祉センター　施設長
	藤枝　洋介	障害者就労支援センター　所長
	安達　勇二	障害者基幹相談支援センター　所長
区委員	橋本　淳一	障害福祉課長
区委員	小島　絵里	予防対策課長
区委員	大塚　仁雄	保健サービスセンター所長
区委員	木口　正和	教育センター所長